(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年1月12日

横浜市契約事務受任者 環境創造局長 遠藤 賢也

- 契約の概要 南区南太田二丁目地区緊急下水道工事
- 2 履行(納品)場所 南区南太田二丁目4番1号地先
- 3 契約日 令和4年2月2日
- 4 履行日又は履行期間 令和4年12月28日まで
- 5 契約金額 ¥8,107,000. - (うち 地方消費税等相当額 ¥737,000. -)
- 5 契約の相手方(名称及び所在)請負人 管清工業株式会社 神奈川営業所 所長 戸田 裕治住 所 横浜市旭区川井本町66番地
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

下水道管の調査により、鉄道軌道下に埋設されている管きょの破損が判明した。陥没等による鉄道に関する重大事故の発生につながる危険性があるため、緊急的に工事を実施する必要があった。

8 契約の相手方の選定理由

下水道工事の施工経験を豊富に有しており、鉄道軌道下に埋設されている管きょを対象とした工事の実績があるため。

9 所管課 環境創造局管路保全課